

協調自律学習と公式外学習の意義

変動社会におけるセイフティネットと学習

NPO学習開発研究所
西之園晴夫

大学とは

- 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的としている（学校教育法第83条）。
- 大学教育の目的とは、広範にわたる知識の獲得と諸分野の専門的な教育研究を行うことで、拡大・深化した知見と柔軟な思考力を備えた知識人を育成することであるといえる。この目的に照らして、大学の内部は専門分野ごとに、学部や学科・課程などの教育研究組織に分かれている。

● Wikipedia

大学は

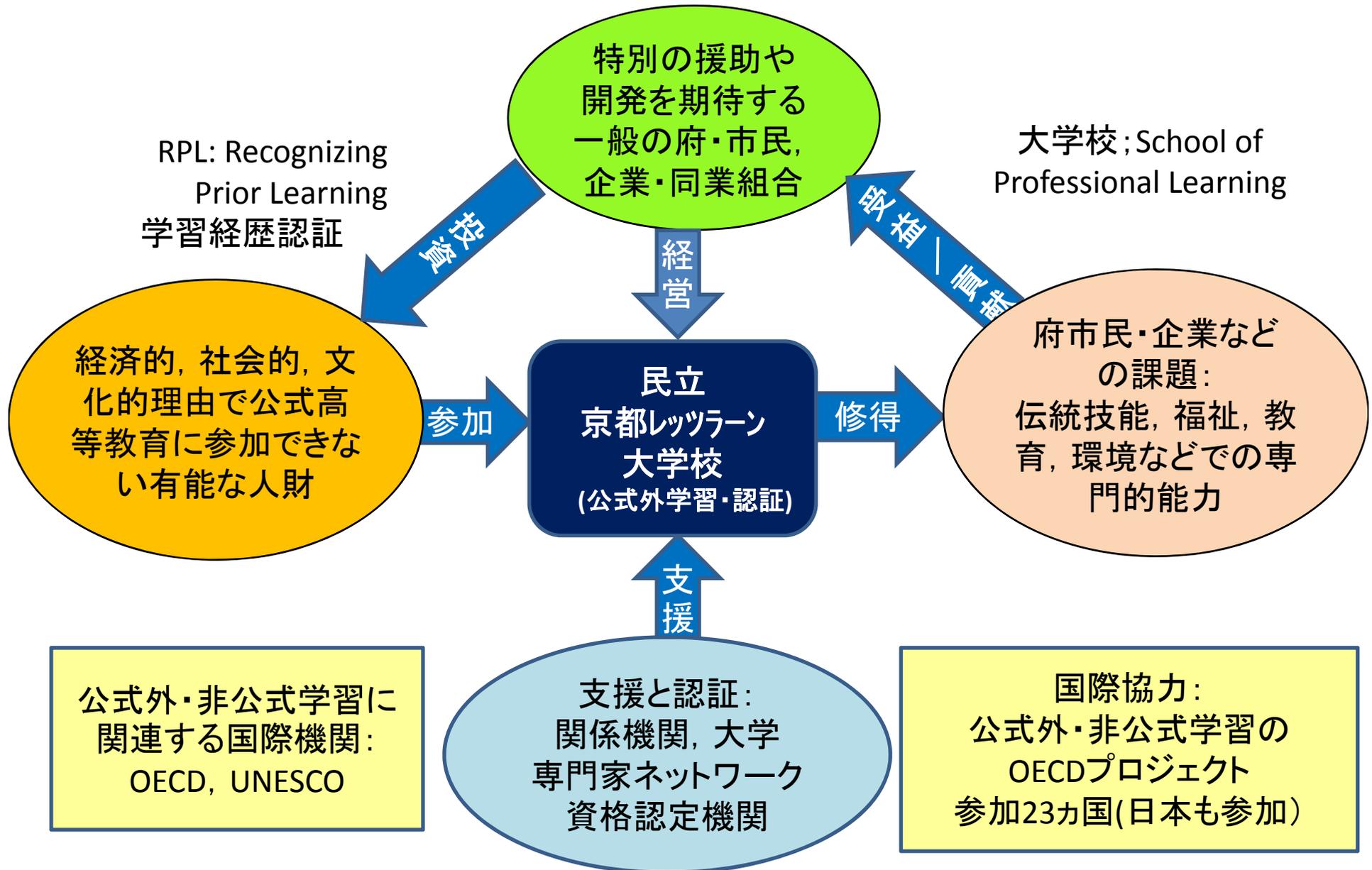
- 大学は大学設置審議会の審査に合格しなければならない
- 大学は教授，准教授などによって教えなければならない
- 大学は一定の施設と設備を備えなければならない。
- 大学には教授会をおいて，運営や学位審査に責任をもたなければならない
- そのための経費はわが国では授業料によって賄われている

大学校とは

- 大学（学校教育法第1条に規定される）とは異なる教育訓練施設等が用いる名称である。「大学校」を規定する法令はない。そのため、「大学校」が行う教育訓練内容を規定する法令も「大学校」の名称の使用を制限する法令もなく、様々な組織が様々な目的や内容を持つ「〇〇大学校」という施設等を設置している。

- Wikipedia

セイフティネット(民立)京都レッツラーン大学校とは



1088年に創設されたボローニャ大学の起源

星野まりこ著:「ボローニャの大実験 - 都市を創る市民力」から

- 「実権を握っていたのは教授ではなく、学生であった。学長は学生の間から選ばれ、組合は授業内容や雇用について教授と契約を結び、“お布施”として給料を支払った。当時、教育は神聖な行為だったのである。ほぼ同時期のパリ大学がその起源をノートルダム寺院に持ち、教授のための大学として発足、神学を中心に発達したのに対し、ボローニャ大学はより実践的な法学を中心とした。単なる貴族的な欲求を満たすものではなく、合理的な必然性から生まれたこの大学は真の意味でのヨーロッパの文化、そして知の中心となり、高位に就く神父や司祭ではなく、今でいえば自由と自治の精神を大切にする法曹界実業界のリーダーや学者、文化人を多く世に輩出した。街は大学の研究成果を様々な分野で利用し、設立当初から大学と街は共存関係にあった。」

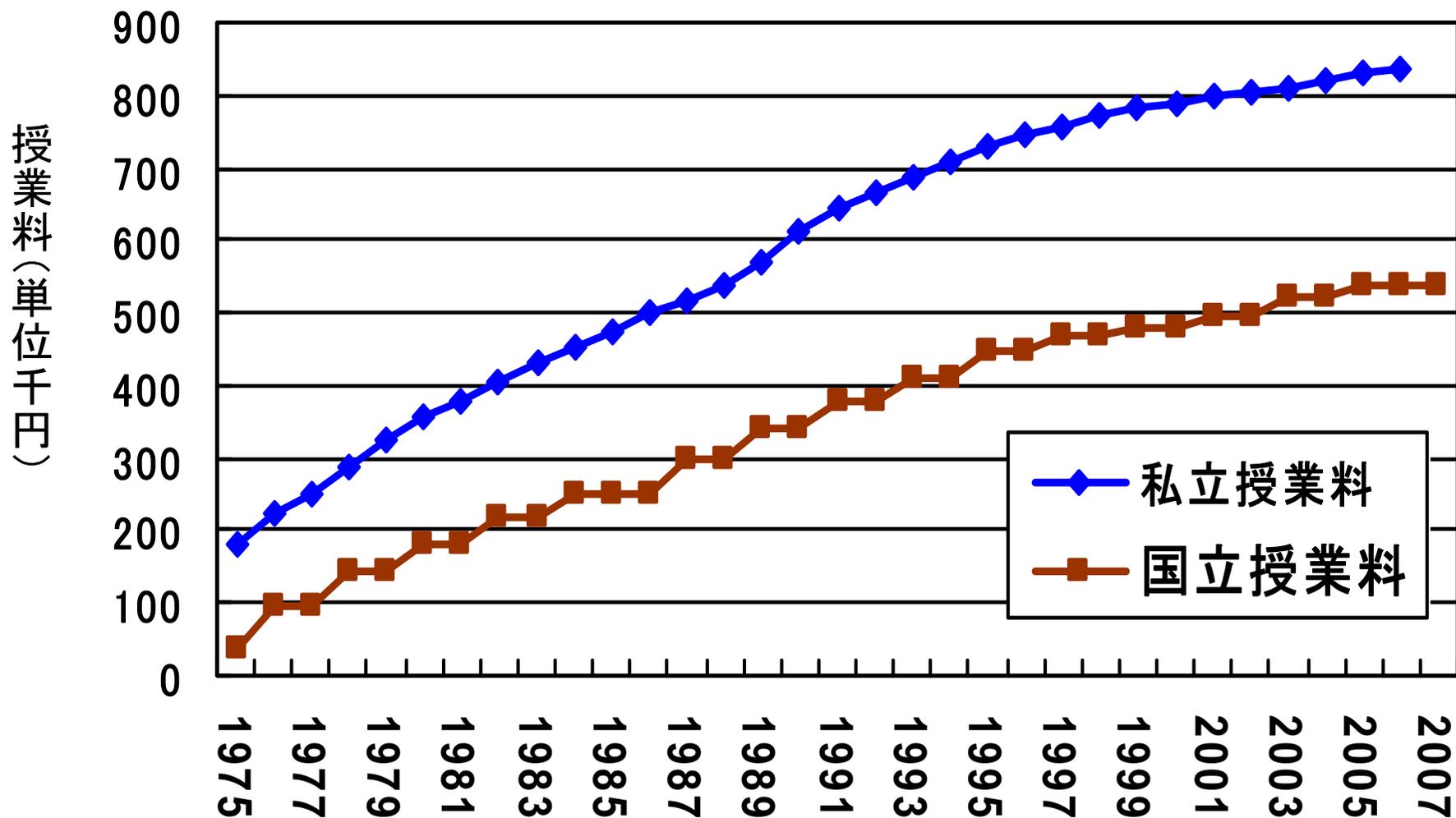
ユネスコが定義する 公式学習, 公式外学習, 非公式学習

- **公式学習(formal learning):**
組織され構造化されている文脈(就学前, 初等中等教育, 職業カレッジと大学, 企業内訓練)で行われていて, 一般に学習として設計されている. 意図的学習として理解されている.
- **公式外学習(non-formal learning)**
次ページで紹介
- **非公式学習(informal learning):**
公式および公式外教育の組織された環境の外部で起こっている日常的で偶発的な学習のプロセスを意味している.

公式外学習(non-formal learning):

- 公式教育機関の外部
- あらゆる年代の人々の教育ニーズに応える
- 計画され、組織され、そして維持されている教育活動に埋め込まれた学習
- 目的は、公式のスクーリングにアクセスする手段を持たないもの
- さまざまな障害を克服するための生活技能や知識を必要としている人々に代替の学習の機会を提供
- 公式外学習はまた偶発的あるいはランダムなタイプの学習とは反対に、学習者の視点からは意図的
- 公式外学習は多様である
- さまざまな介入もコミュニティの固有の歴史と密接に関連しており、特有の社会の社会的構造を反映している傾向がある。
- 時代により一定ではなく、多様で、固有で、社会的文化的に発展し進化している。

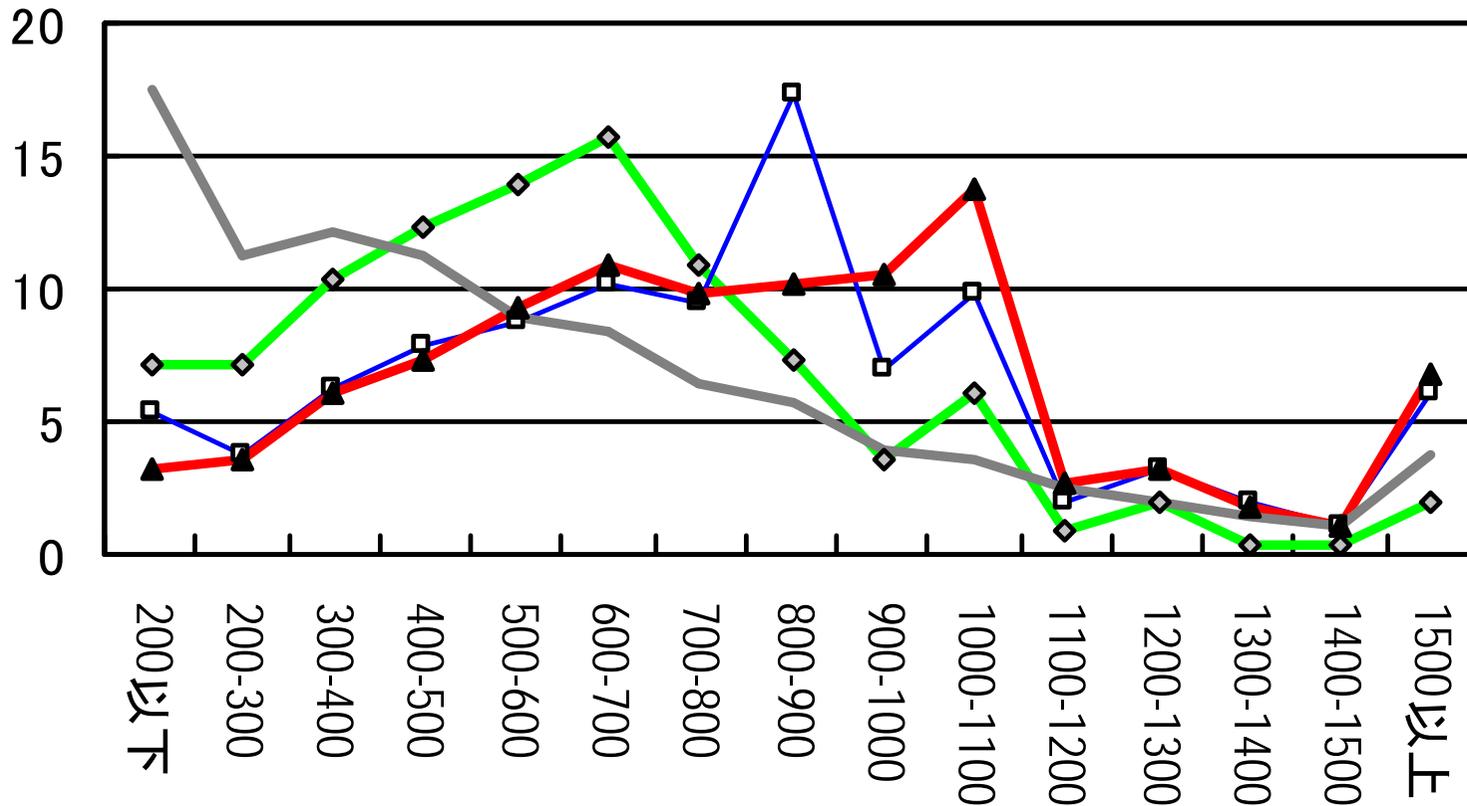
1975年以降の大学授業料の高騰ぶり



文部科学省高等教育局高等教育企画課のデータから

大学教育を享受できる学生の家庭の所得

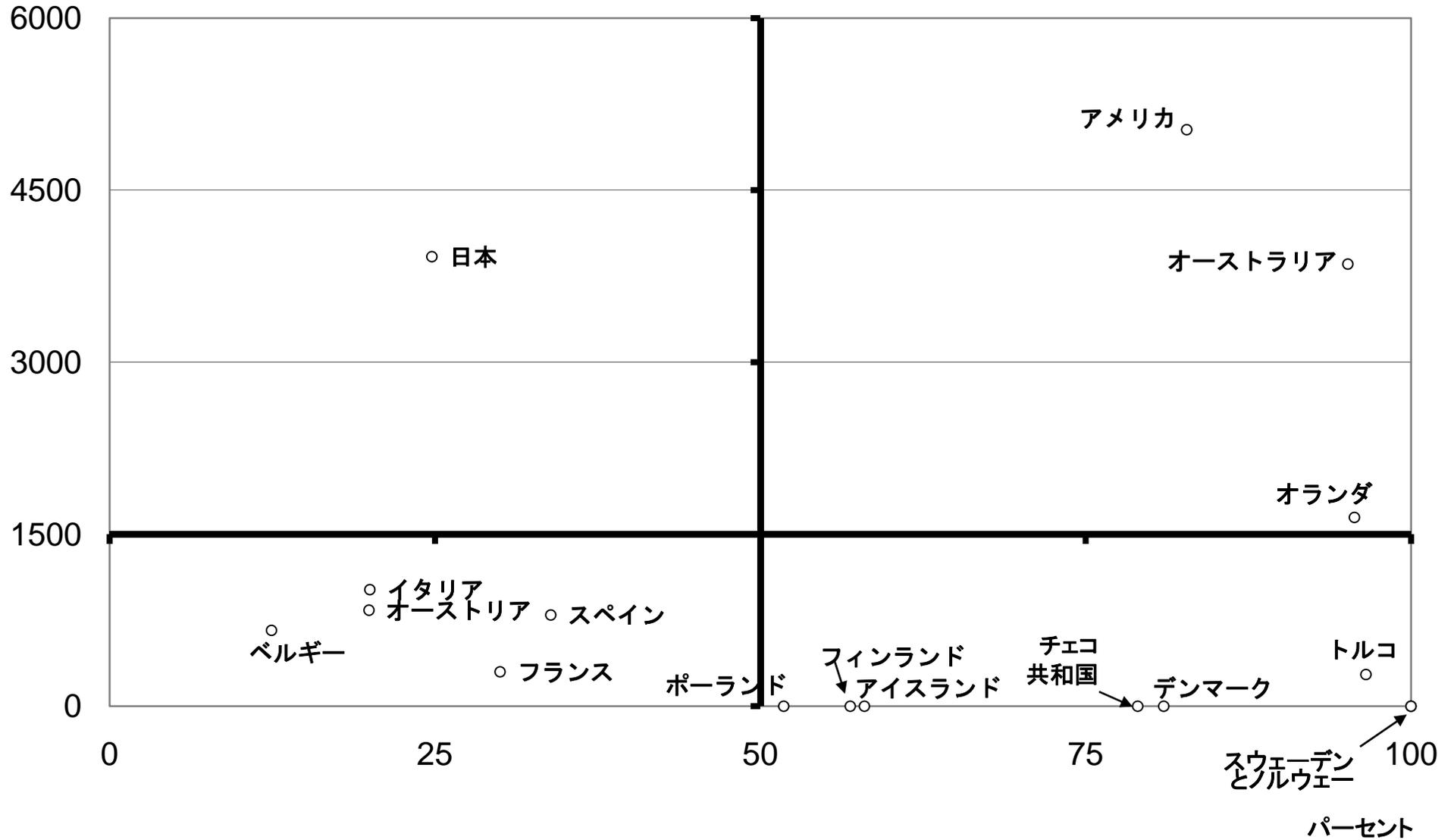
◆ 国立夜間 □ 国立昼間 ▲ 私立昼間 — 国民全体



年間所得(万円)

独立行政法人日本学生支援機構平成16年度学生生活調査
厚生労働省平成17年国民生活基礎調査

米ドルでの平均授業料(2004)



ローン、奨学金、補助金などの援助を得ている学生の割合

グラフはOECDのEducation at a Glance, (2008)による

図3 授業料と援助を得ている学生の割合との関連

国連において

1972年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」が採択され、1976年に発効した。

この規約の第13条第2項(c)では高等教育も漸進的に無償化する方向を示している

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じて、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする事
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_004.html)

これに対して日本政府は1979年につきのように回答しています。

第13条2(b)及び(c)の留保

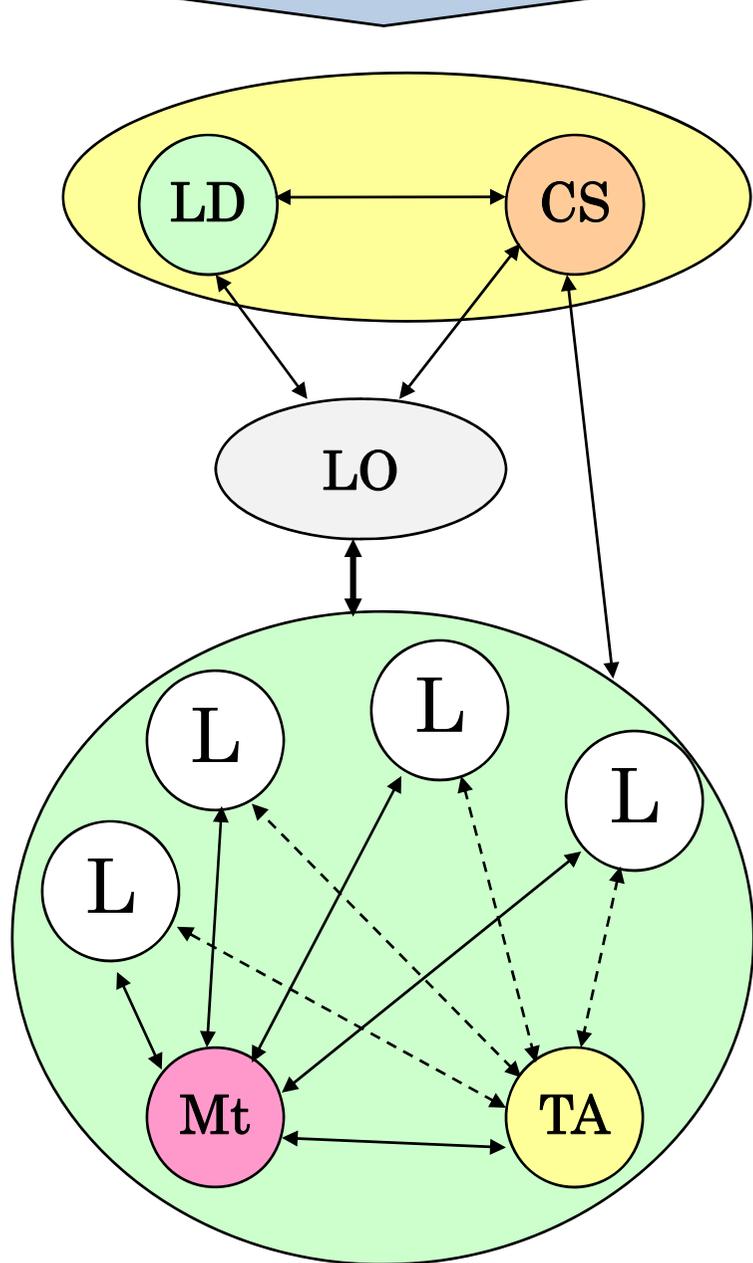
高等教育(大学)において私立学校の占める割合の大きいこともあり、高等教育の無償化の方針を採ることは、困難である。

なお、後期中等教育及び高等教育に係る機会均等の実現については、経済的な理由により修学困難な者に対する奨学金制度、授業料減免措置等の充実を通じて推進している。したがって、我が国は、社会権規約第13条2(b)及び(c)の規定の適用にあたり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保している。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b1_012.html#2-13-2)

学習工学

メタファー：医薬分業体制

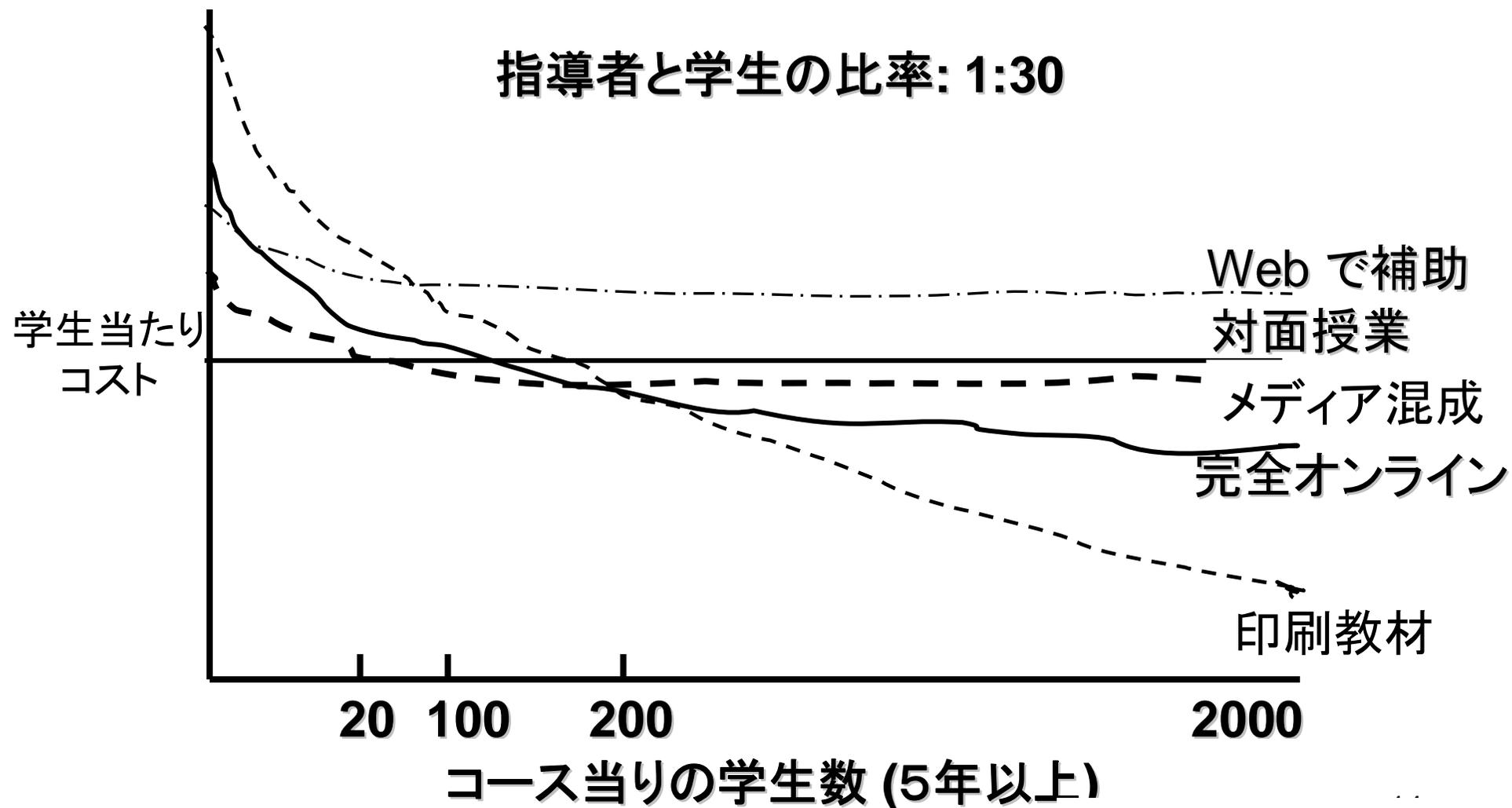


- CS 学習内容専門家
- LD 学習開発者
- LO 学習材
- Mt 学習案内・支援者(メンター)
- TA 技術補佐
- L 学習者

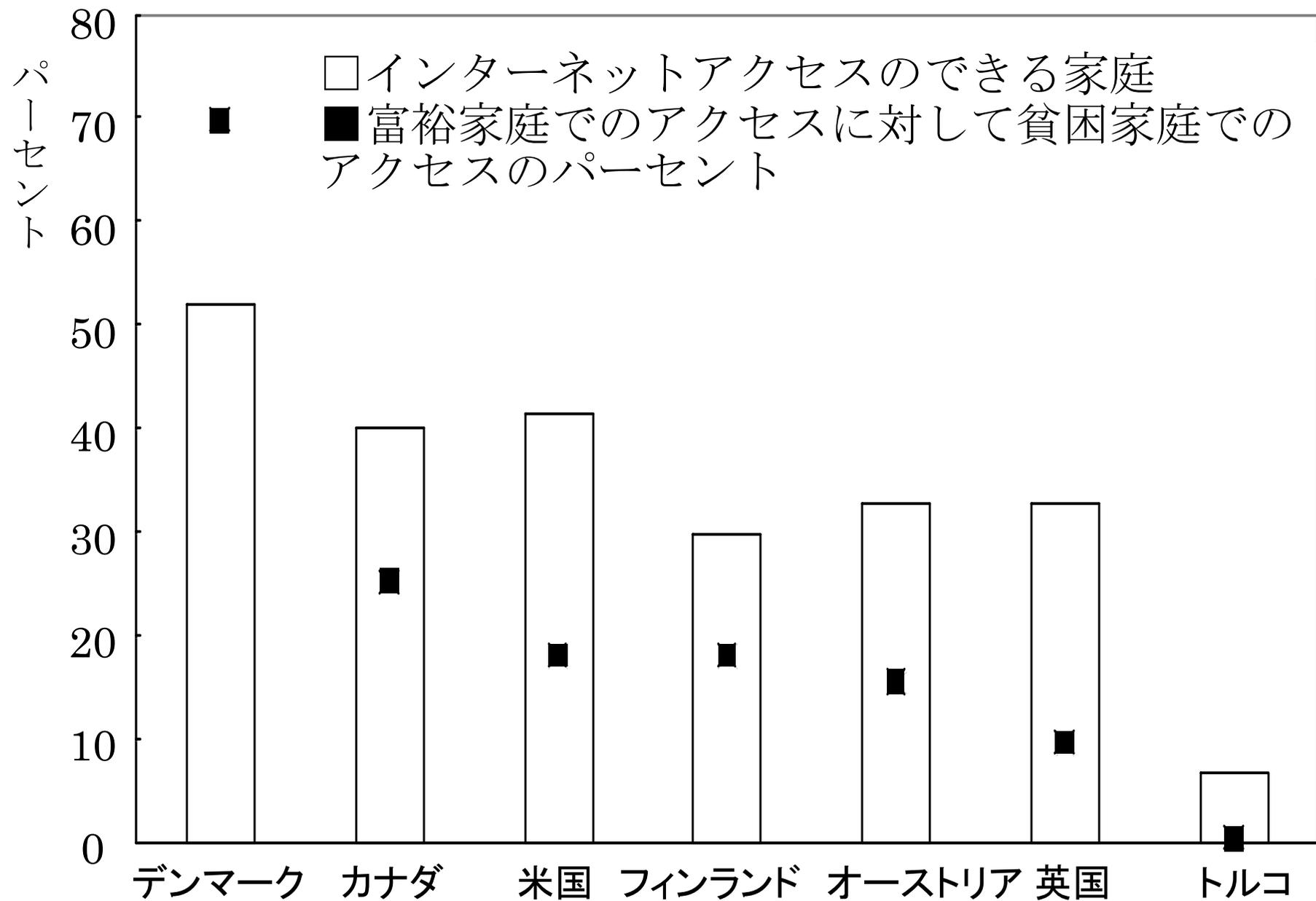
授業(教育技術)

協調自律学習による学習指導体制

テクノロジーベースの指導の経済学



Tony Batesによる



出典: Pont and Sweet (2003) Adult learning and ICT: How to respond to the diversity of needs?

セイフティネット(民立)京都レッツラーン大学校は

変動社会において

(不本意な退職や転職をしたとき)

公式外学習(non-formal learning)で

(新しい職能を大学以外で意欲的に学び)

セイフティネットを構築する

(習得した能力を公式に認証する)